

施設更新積立金 管理運用規程

施設更新積立金管理運用規程

(設置の目的)

第 1 条 本土地改良区は、定款第 4 条第 1 項及び第 3 項の事業を円滑に推進するために必要な財源に充てるため、施設更新積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(積立金の額)

第 2 条 積立金は、予算の範囲内で積立をすることができる。

(管 理)

第 3 条 積立金は、本改良区の指定する金融機関に預託するものとする。

2 積立金の収支予算並びに決算は、総代会に付議しなければならない。

(積立金の処分と運用)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、理事長が必要と認めるときは、総代会に付議して積立金を取り崩し処分することができる。

2 第 1 条の目的を達成するため、理事長は必要に応じ、積立金を同一会計年度内に返済の見込みのあるものに限り一般会計への一時貸し出し（担保の提供を含む）が出来るものとする。

(実施細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成 15 年 3 月 8 日より施行する。

この変更規程は、平成 26 年 6 月 20 日より施行する。

この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。